

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月21日
【会社名】	片倉チッカリン株式会社
【英訳名】	Katakura Chikkarin Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 見 徹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員経本部管掌 伊 藤 敬
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北一丁目13番5号
【縦覧に供する場所】	片倉チッカリン株式会社関東支店 (千葉県袖ヶ浦市北袖13番地) 片倉チッカリン株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市港区船見町6番地) 片倉チッカリン株式会社関西支店 (兵庫県姫路市飾磨区細江1050番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 西見 徹並びに取締役専務執行役員財務本部管掌 伊藤 敬は、当社グループ(当社及び連結子会社)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備・運用し、当社グループの財務報告が適正に作成されることを担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等、内部統制が有効に機能しない固有の限界があることから、その目的を絶対的に保証するものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成24年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施しました。

評価に当たっては、同上意見書に示されている内部統制の評価の基準及び実施基準に準拠して、当社グループ全体に係る全社的な内部統制、並びに、業務プロセスにおける内部統制の統制上の要点について、その整備状況及び運用状況に係る評価手続を実施しました。

本評価に当たっては、財務報告に係る内部統制について、当社グループ全体を対象として、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業又は業務、財務報告の基礎となる取引又は事象、並びに主要な業務プロセス等について、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を検討し、財務報告に係る内部統制の評価に関する実施基準に示されている以下の手順及び方法で、合理的な評価の範囲を決定しました。

まず、全社的な内部統制について、僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点を対象に評価を実施しました。次に、決算・財務報告に係る業務プロセスにおける内部統制について、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制に準じて、すべての事業拠点について評価しました。続いて、その他の業務プロセスにおける内部統制については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、売上高を指標として、連結売上高の概ね2/3程度に達するまでの事業拠点を重要拠点として選定し、選定した事業拠点において、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としました。

さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社代表取締役社長 西見 徹並びに取締役専務執行役員財務本部管掌 伊藤 敬は、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。